

沖縄県外来種対策行動計画に基づく  
ノイヌ 防除計画

令和2年3月

沖 縄 県

## 1 背景と目的

イヌは、約 15,000 年前にオオカミを祖先として家畜化されたと考えられている動物で、ネコとともに代表的なペットとして世界中で飼育されています。

イヌの飼育においては、法律や条例において登録義務や放し飼いの禁止などが規定されていますが、ペットや猟犬の遺棄あるいは逃亡によりノライヌやノイヌが発生し、社会問題となっています。

イヌは肉食性哺乳類であり、野生化したノイヌによる希少種や固有種の捕食が確認されており、生態系への大きな被害が懸念されています。特に沖縄島やんばる地域(国頭村、大宜味村、東村)においては、近年、ノイヌの目撃情報も増え、生態系への影響が懸念されることから、外来種としての防除の推進が急務となっています。

沖縄県では「沖縄県外来種対策指針」に基づいた「沖縄県対策外来種リスト」を作成し、生態系等に重大な影響を及ぼす外来種の対策を推進しています。ノイヌは、生態系に著しく悪影響を及ぼすことから、外来種リストの中でも優先順位の高い「重点対策種」として指定され、重点的に防除を実施する必要がある種とされました。

そこで、本防除計画は、生物多様性の保全を図るために必要な計画を策定し、ノイヌによる生態系への影響を排除もしくは低減させ、効果的で継続的な防除を実施することを目的とします。

## 2 概要

### (1) 和名等

食肉目イヌ科

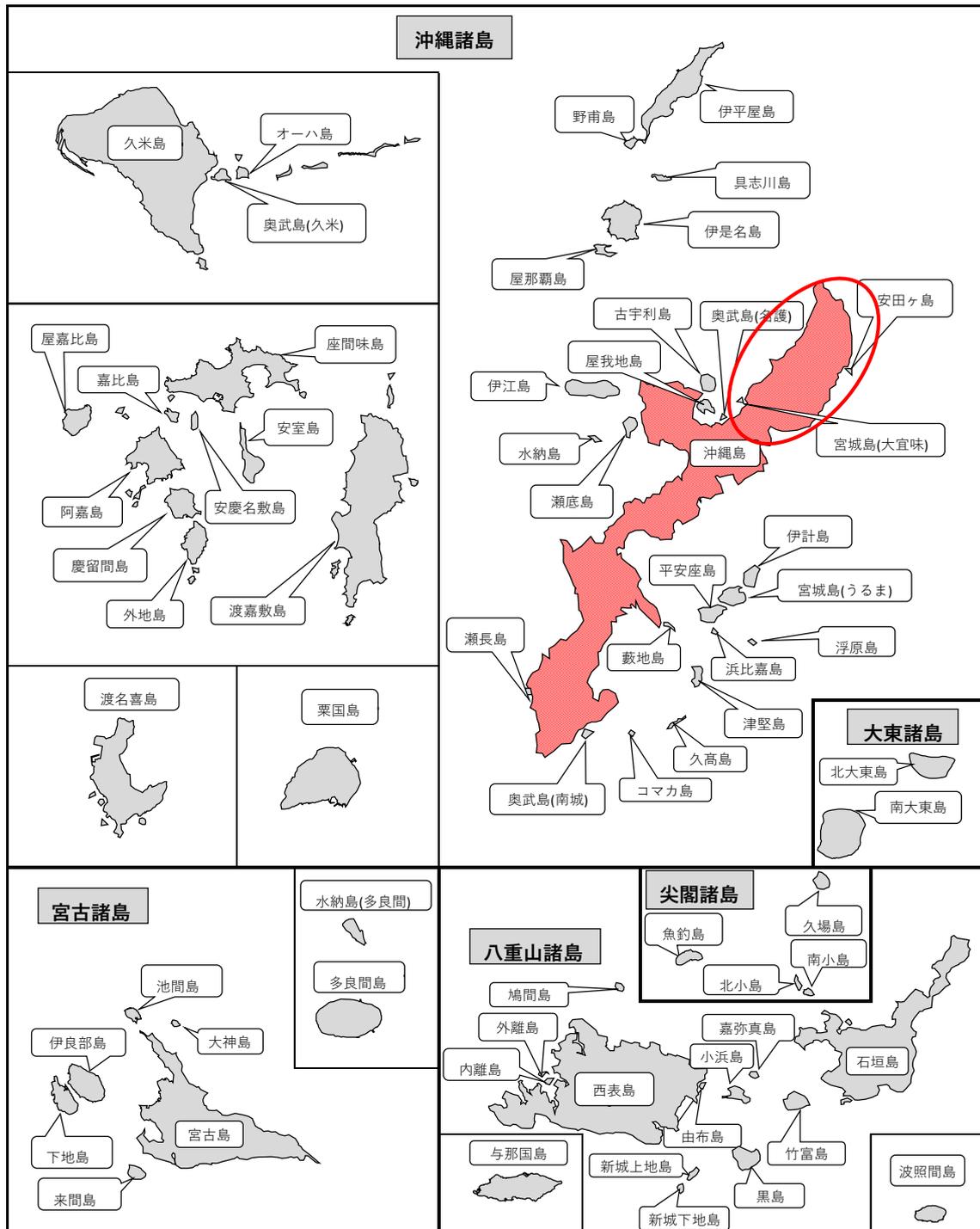
ノイヌ (学名 *Canis lupus*)

※イヌが野生化したもの。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第7項で規定された狩猟鳥獣であり、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息しているイヌ。市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノライヌ」は含まれていない。

### (2) 分布

原産地：原産地は不明

県内の分布確認状況：沖縄島



ノイヌの生息が確認されている島

赤色で塗った島は生息が確認されている島を示す。面積の広い沖縄島は、主な生息域を赤丸で示す。

### (3) 形態・生態

形態は犬種により大きさや体色等が異なり、野生化するイヌは中型犬以上の雑種が多いとされています。食性は肉食性が強く、また群れになる傾向が強く、集団で狩りを行います。繁殖期は通年で、産子数は1～15頭とされています。



林内を移動するノイヌ

### 3 指定の状況

特定外来生物	—
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	重点対策外来種
日本の侵略的外来種ワースト100	—
世界の侵略的外来種ワースト100	—

### 4 生態系等への影響

捕食による在来生物への影響、咬傷事故や人畜共通感染症等の人身被害の懸念があります。

沖縄島やんばる地域ではヤンバルクイナやケナガネズミなどの希少種の捕食が確認されています。同様に鹿児島県奄美大島においても、アマミノクロウサギやケナガネズミ、アマミトゲネズミなどの希少種の捕食が報告されています。

### 5 目標

沖縄県外来種対策行動計画に基づく防除目標のカテゴリー

→ **目標 B 重要区域からの排除** (やんばる地域)

◎ やんばる地域からの排除

生物多様性の保全上重要な沖縄島やんばる地域において、希少な生態系を保全する必要があることから、その脅威となるノイヌを完全排除することを目標とします。

6 対策の方針

(1) やんばる地域における防除の実施

やんばる地域において、関係機関と連携してノイヌの分布状況の把握に努め、わな等による集中的な捕獲を実施し、完全排除を目指します。

(2) 発生源の抑制

やんばる地域外からの遺棄も懸念されていることから、沖縄島全域において、けい留・囲い飼いの徹底や不妊去勢等、適正飼養に関する普及啓発を実施し、発生源の抑制に努めます。

(3) 普及啓発

防除の目的や防除事業の内容を広く県民に知らせるために広報誌やホームページ等への掲載、学校授業、イベントでのチラシ、小冊子の配布等を行うなど普及啓発に努めます。

(4) 捕獲手法等の改良

効果的な防除を実施するため、新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行います。

目標カテゴリ-B：重要区域からの排除（やんばる地域）

目標：やんばる地域からの排除

対策の方針	実施項目	期間	実施地域	実施内容
やんばる地域における防除の実施	地域根絶に向けた捕獲	短期～長期	やんばる地域 (国頭村、大宜味村、東村)	モニタリング等による分布域の把握に努め、わなによる捕獲を実施し、完全排除を目指す。
発生源の抑制	適正飼育の推進	短期～長期	沖縄県内	けい留・囲い飼いの徹底や不妊去勢等、適正飼養に関する普及啓発を実施し、発生源の抑制に努める。
普及啓発	県民等への普及啓発	短期～長期	沖縄県内	広報誌やホームページ、小冊子の配布等を通して広く県民へ普及啓発を実施し、理解や協力が得られるよう、関係機関と協力して取り組む。
捕獲手法等の改良	捕獲効率の向上	短期～長期	やんばる地域 (国頭村、大宜味村、東村)	新たに得られた知見や技術、有識者等の意見を踏まえて捕獲手法等の改良を行う。

短期は概ね3年目までの期間、長期は概ね4年目以降の期間

## 7 実施体制

効果的かつ効率的な対策のため、以下のような体制を目指し、関係機関と連携します。

- 捕獲及びモニタリング：沖縄県環境部及び保健医療部、（環境省、市町村、民間団体）
- 普及啓発：沖縄県環境部及び保健医療部、（環境省、市町村、教育機関、民間団体、大学等の研究機関）

## 8 防除方法

防除の体制として、わなでの捕獲、及びモニタリングについては、防除を専門的に行う専任従事者による組織的な体制を確保し、計画的に実施するものとします。

また、事業の成果及び進捗状況を適切に評価するために、有識者によって構成された検討委員会を設置します。検討委員会での検討内容を踏まえ、必要に応じて事業内容の修正等を図るものとします。

### (1) 捕獲

ノイヌは生け捕り式の箱わな等を用いて捕獲を行います。わなには実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めます。

### (2) 捕獲後の処置

捕獲個体は、飼い犬の可能性も考慮し、飼い主が確認できた場合は引き渡し、確認できなかった場合は、飼養を希望する者への譲渡に努めます。

### (3) モニタリング

捕獲データや自動撮影カメラ等でモニタリングするとともに、マングース防除事業など他事業で得られたデータの活用や、一般市民からの目撃情報の収集にも努めます。得られた情報を基に、防除の進捗の把握や捕獲計画の策定・修正等を行います。

また、防除の進展による希少種の生息分布域等の回復状況を確認するため、捕食の影響を強く受けていると考えられる種について、モニタリング調査を行います。

**(4) 発生源の抑制**

やんばる地域の3村（国頭村、大宜味村、東村）では、飼いイヌの登録やけい留を条例で定めていることから、やんばる3村とも連携して対策を行います。

また、飼いイヌについては、不妊去勢や適正飼養に関する認識や意識の向上などを目的に、イベント、チラシ配布、出前授業など全県的な普及啓発活動に努めます。

**9 防除計画の見直し及び変更**

当該防除計画は3年目に中間評価を行い、5年目に見直しを行います。なお、対策上必要があると認められる場合は、随時見直しを行うものとします。